

フサヒゲルリカミキリ保護回復事業計画

本計画は、長野県希少野生動植物保護条例に基づき、特別指定希少野生動植物であるフサヒゲルリカミキリの個体（卵及び幼虫を含む。以下同じ。）の維持又は保護増殖を促進するための事業、その個体の生息地及びその食草の生育地、並びにこれらと一体となった生息環境の保全・回復及び再生をするための事業、その他保護を図るための保護回復事業について定めるものである。

本種は、春先の火入れや草刈等の人為的な活動によって維持されている草地・草原（半自然草原）や田園地帯等のユウスゲ自生地に生息しているが、長野県下における生息数の減少が著しい。このため、「生物多様性ながの県戦略」の里山活性化プロジェクトの一つとしても、本計画に基づく保護回復の取組みが期待される種である。

1 フサヒゲルリカミキリの説明

(1) 種の特徴

種名 フサヒゲルリカミキリ：*Agapanthia japonica*

寒冷な山地（県内では標高800～1,300m付近）の草原や湿地に生息する日本固有種のカミキリムシ。成虫の体長は15～17mm。体は、黒色から紫藍色で、剛毛状の毛で密に覆われる。上翅は紫藍色から緑藍色で、金属光沢がある。

触角は、第3節以降黒藍色の先端部を除いて赤褐色で、第1から第3節の端部に顕著な房状の長毛の束がある。

成虫は、6月下旬から出現し、ユリ科ワスレグサ属のユウスゲの開花期に葉や花茎を後食する。

成虫は、日が射すと活発に動き、草原の葉先をすばやく直線的に飛んで、寄主植物等に移動してはすぐ根元に隠れる。正午を過ぎると葉上で静止していることが多い。

メスは、ユウスゲの花茎に噛みつき傷をつけた場所に産卵する。幼虫はユウスゲの茎に穿孔後、花茎内を摂食して根茎中で越冬し、土中へ脱出して蛹になると考えられているが、飼育下では、花茎内での越冬や越冬前の段階で土中に移動する事例も報告されている。



フサヒゲルリカミキリ成虫(撮影：川上美保子氏)

(2) レッドデータブックカテゴリー

- 長野県版：絶滅危惧Ⅰ類（CR + EN）
（長野県内において絶滅の危機に瀕している種）
- 環境省版：絶滅危惧Ⅰ類（CR + EN）
（絶滅の危機に瀕している種）

(3) 分布等

かつては、北海道南西部と本州で生息がみられたが、近年は、長野県及び岡山県の一部地域で生息が確認されるのみである。

長野県では、長野県希少野生動植物保護条例に基づき、特別指定希少野生動植物に指定され、個体の捕獲が原則禁止されている（平成 22 年 4 月 30 日指定）。

岡山県では、岡山県希少野生動植物保護条例により、希少野生動植物に指定され、個体の捕獲が原則禁止されている（平成 16 年 7 月 16 日指定）。

（4）絶滅危惧の要因

ア 生息に適した草地・草原の減少・悪化

本種の生息地が限定されていることに加えて、農業生産活動の変化や衰退等で、放牧や火入れ、草刈等の活動が見られない場所もある。これらの地域では草地・草原の森林化の進行や草地・草原を構成する植物の背丈が高くなることにより、生息環境が減少又は悪化している。

イ ニホンジカの食害

近年、ニホンジカ個体数の増加に伴い、フサヒゲルリカミキリの食草であるユウスゲが食害を受け、ユウスゲ個体数の減少、矮小化が見られる地域がある。

ウ 捕獲による個体数の減少

本種は、その美しさと希少性から、捕獲圧がかかっており、平成 22 年 4 月に長野県希少野生動植物保護条例の特別指定種に指定され、原則的に捕獲が禁止された後も、捕獲による個体数減少が懸念されている。

2 長野県内におけるフサヒゲルリカミキリの生息状況

長野県版レッドデータブック(動物編)長野県(2004)によれば、1989年以前には10市町村(旧市町村単位)で生息記録があったが、生息環境の悪化や捕獲圧により個体が確認されない地域が増え、近年では、1市1町で生息が確認されているのみである。

なお、これらの生息地は、共に1haに満たない状況である。

県下各地域における本種の生息状況は以下のとおりである。

（1）諏訪地域

平成 17 年から長野県環境保全研究所による生息調査が行われ、平成 20 年までは、年による変動はあるものの、数個体から十数個体の成虫が確認されている。

（2）木曽地域

平成 21 年までは、複数の地点で成虫が確認されている。

（3）その他の地域

過去に生息記録があった地域では、その後の詳細な調査はされていないものの、近年の生息情報はない。

(4) 生息に関する考察

平成 22、23 年に本計画の策定関係者により、諏訪地域及び木曾地域で生息調査が行なわれたが、成虫は確認されなかった。しかし、食痕や産卵痕と思われる生息痕が確認されると共に、別の日に現地を訪れた者による成虫の目撃情報もあることから、個体数は著しく減少しているものの、現段階においても当該種の生息はほぼ確実である。

3 課題

(1) 共通課題

ア 生息状況の把握と生息環境・生活史等の解明

フサヒゲルリカミキリが激減している現状を踏まえて、県下各地において詳細な生息状況及び生息環境の調査を実施し、実態を把握することが喫緊の課題である。

また、本種は生活史等で不明な点が多いことから、これらの解明も課題である。

イ 人工飼育による地域個体群の保存（地域個体群の絶滅を防ぐ取組み*）と生息地への再導入

絶滅の危機に瀕しているフサヒゲルリカミキリの種及び地域個体群を保存するため、野外個体を採集し、累代飼育に取り組む必要がある。

※ 地域個体群の絶滅を防ぐ取組みについて

「絶滅のおそれのある野生動植物の生息域外保全に関する方針」（平成21年 環境省）では、生息域外保全について、次のように記載されている。

野生動植物種の絶滅を回避するためには、その種の自然の生息域内において保存されることが原則である。しかしながら、種によっては危機的な状況にあるため、生息域内保全の補完として生息域外保全で、生息・生育状況が悪化した種を増殖して生息域内の個体群を増強すること、生息域内での存続が困難な状況に追い込まれた種を一時的に保存することなどが、有効な手段と考えられる。

ウ 本種の生息に適した環境の維持・管理体制の確立

食草のユウスゲは、県下各地に分布するものの、フサヒゲルリカミキリの種の維持が可能な規模にまとまったユウスゲ群落や幼虫の越冬が可能となる程に大きい花茎や根茎を有する株群は、県下でも限られている。このため、本種の生息に適した環境の維持・管理体制づくりが課題である。

エ 捕獲圧対策の強化

生息地が極限される状況での捕獲圧は、地域個体群の絶滅につながる大きな要因となり得るため、捕獲圧を抑止させる取組みとして、監視を強化すること、条例により原則的に採取が禁止されたことを更に普及することが課題である。

(2) 各地域での課題

ア 諏訪地域

ニホンジカによる食害等を受け、生息環境が悪化している。このため、ニホンジカに対する侵入防止柵を設置すると共に、草原の環境維持等を継続的に進める必要がある。

イ 木曾地域

農業生産活動に伴う畦の草刈や草地の維持のための火入れが行われ、フサヒゲルリカミキリの生息環境が維持されているが、生息が見られた一部の箇所では、農業生産活動が行われなくなっていることから、草地の管理が課題である。

また、木曾地域でもニホンジカの個体数が増えつつあるため、注視する必要がある。

4 事業の目標

本種の生息状況及び生息地の調査を基に、各地域の課題に応じた対策を行い、緊急的には、本種の存続が可能な状態が確保できるように努める。さらには、自然状態で安定的に生息する状態に個体数を回復し、生息環境を維持することを最終的な目標とする。

5 事業の区域

フサヒゲルリカミキリが生息する諏訪地域、木曾地域及びかつて県内での生息が見られた地域。

6 保護回復事業のために緊急に取り組むべき事項

(1) 共通課題に対する取組み

ア 生息状況の把握と生息環境の調査の実施

フサヒゲルリカミキリの生息が確認されている地域及び過去に記録された地域について重点的に、生息状況及び生息環境の調査を実施する。また、県下の他のユウスゲが生育している場所においても、本種が生息している可能性があることから詳細に調査を行う。

調査に当たっては、県から、県下各地で活動する昆虫に係わる関係者や団体へ働きかけ、協力を得る。

イ 生息域外飼育による地域個体群の絶滅を防ぐ取組み

地域個体群の絶滅を防ぐため、生息調査に併せて、発見された個体を採集し、生息域外での人為的な保護増殖(飼育)を行う。

生息域外で増殖させた個体の野外導入に当たっては、その導入する範囲等について、環境省の「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」等を参考にして、具体的な指針を定めこれに基づき実施する。

なお、再導入に当たっては、長野県の個体群の特性を明確にするため、フサヒゲルリカミキリの遺伝的な調査を検討することとする。

ウ 生息環境の維持・管理体制の確立に対する取組み

適切な方法で火入れや草刈が行われ、草地・草原の環境が維持されるよう地域の協力を得る。

生息地の維持・管理体制については、地域により保護活動の現状が異なるため、各地域の特性に応じた体制づくりに配慮することとする。

エ 捕獲圧対策の強化

監視活動や看板の設置により、地域における監視の強化に取り組む。
また、地元警察署の巡回等の協力を得て、捕獲圧対策を強化する。

(2) 各地域での課題に対する取組み

ア 諏訪地域

地域で活動する団体の協力等を得て、生息環境の整備に取り組む。取組みは、ユウスゲを残した草刈等やニホンジカの侵入防止柵の設置・メンテナンス等を行うこととする。

なお、活動団体により生息地の保全・監視が行われていることから、活動が継続して行われるよう、県として支援する。

イ 木曽地域

農業生産活動に伴い実施される畦の草刈や春先に行われている火入れの継続をお願いしていく。

また、畦刈・草刈時には、ユウスゲを残す等の配慮を今後も地権者等をお願いしていく。

(3) その他

取組みの内容については、経過を含め記録することとする。

7 情報収集・モニタリング

自然状態で安定的に個体群が維持されるよう、本種の生活史の解明をはじめ、産卵数、幼虫・成虫の生態、個体数の推移及び生息環境に関する調査の継続実施、情報の蓄積等を行う。

また、諏訪地域では、ここ5年間にわたる生息地の草地・草原の維持管理に関する取組みの効果が記録されていることから、引き続き行われるよう支援すると共に、木曽地域や、その他の地域においても保護回復事業計画に関わる取組みの情報収集に努める。

8 地域との協働

(1) 短期的取組み

ア 生息環境の維持・管理・整備

人が適度に利用する中で維持されてきた草地・草原の維持等には、多くの人手が必要のため、地権者や活動の協力者、市町村関係者等と共に、組織的に保護活動に携わる関係者の育成に取り組む。

ユウスゲを残した草刈や木曽地域での火入れによって、生息が可能な草地が維持されているため、これらが継続されるようお願いしていく。

なお、火入れは、本種が地表に出現する時期及びユウスゲの地上部が伸びる前に行われており、ユウスゲの成長と競合する地表植物が除去される等、ユウスゲの生育に有利に働いていると考えられる。

イ 監視活動及び普及啓発活動の推進

違法な捕獲を防止するために、効果的な監視体制を整備し、監視活動や看板設置に取り組む。また、本種の生息する草地・草原の自然環境を地域全体で守っていく意識を醸成していくため、普及啓発活動を推進していく。

(2) 中長期的取組み

地域住民による保全体制の確立

本種の保護回復に当たっては、計画から実施に至るまで地域の住民や保護活動団体、市町村等の理解・協力を得ながら、地域における適切な保護・管理活動を展開することが必要である。今後においても、本種の生息地及びその周辺地域で生息に必要な環境条件を確保する配慮がなされるように努めることとする。

また、県内で本種を飼育し、系統保存のできる県内在住の人材育成にも努めることとする。

9 スケジュール

短期的取組みについては、概ね5年で、事業による効果を検証・評価し、保護回復事業計画の見直し等について検討する。

中長期的取組みについては、短期的取組みの進捗状況を踏まえた上で、適宜検討するものとする。

10 参考文献

- ・ 大野正男（1995）日本産主要動物の種別知見総覧（36）フサヒゲルリカミキリ（1），Field Biologist 5：34-50.
- ・ 岡山県 環境文化部 自然環境課（2009）フサヒゲルリカミキリ保護推進指針，岡山県.
- ・ 加古直忠・岸本武・西本孝（2008）飼育によるフサヒゲルリカミキリの羽化について，岡山県自然保護センター研究報告（16），岡山県，pp. 1-10.
- ・ 環境省（2006）改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—5昆虫類，自然環境研究センター，東京，pp. 73.
- ・ 環境省（2009）絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針。
http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=12843&hou_id=10655
- ・ 斉藤秀生（1993）滅びゆく日本の昆虫 50 種，築地書館，東京，pp. 96-98.
- ・ 長野県（2004）長野県版レッドデータブック～長野県の絶滅のおそれのある野生生物～（動物編），長野県，pp. 136.

11 策定関係者名簿（50音順 敬称略）

- 長野県希少野生動植物保護対策委員会 委員
市川哲生、井上隆裕、瀬下明久、土田勝義、中村浩志、中村寛志、中山洸、平沢伴明、福江佑子、藤田卓、藤山静雄、宮本義彦、横内文人、吉田利男
- 長野県希少野生動植物保護対策委員会 無脊椎動物専門小委員会 委員
中村寛志、平沢伴明、藤山静雄

- 長野県希少野生動植物保護対策委員会 無脊椎動物専門小委員会 協力者
川上美保子（霧ヶ峰草原植物生態研究会）、高桑正敏（神奈川県立生命の星・地球博物館）
- 長野県環境保全研究所
大塚孝一、須賀丈